ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

みんなねっとフォーラム２０１８

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とアウトリーチ支援に係る事業の取り組み

2019年3月1日
厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課長
得津　馨

本日お話しする内容

１．　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

２．アウトリーチ支援に係る事業について

１．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

これまでの経緯等について

○　平成16年9月に精神保健福祉本部（本部長：厚生労働大臣）で策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において**「入院医療中心から地域生活中心へ」**という理念が示されました。

○　平成26年には精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」においても、この理念を支えるための精神医療の実現に向けた、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性が示されています。

○　平成29年２月の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書では、これまでの**「入院医療中心から地域生活中心へ」**という理念を基軸としながら、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、**精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」**の構築を目指すことを新たな理念として示しています。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○　精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めていくことが重要です。

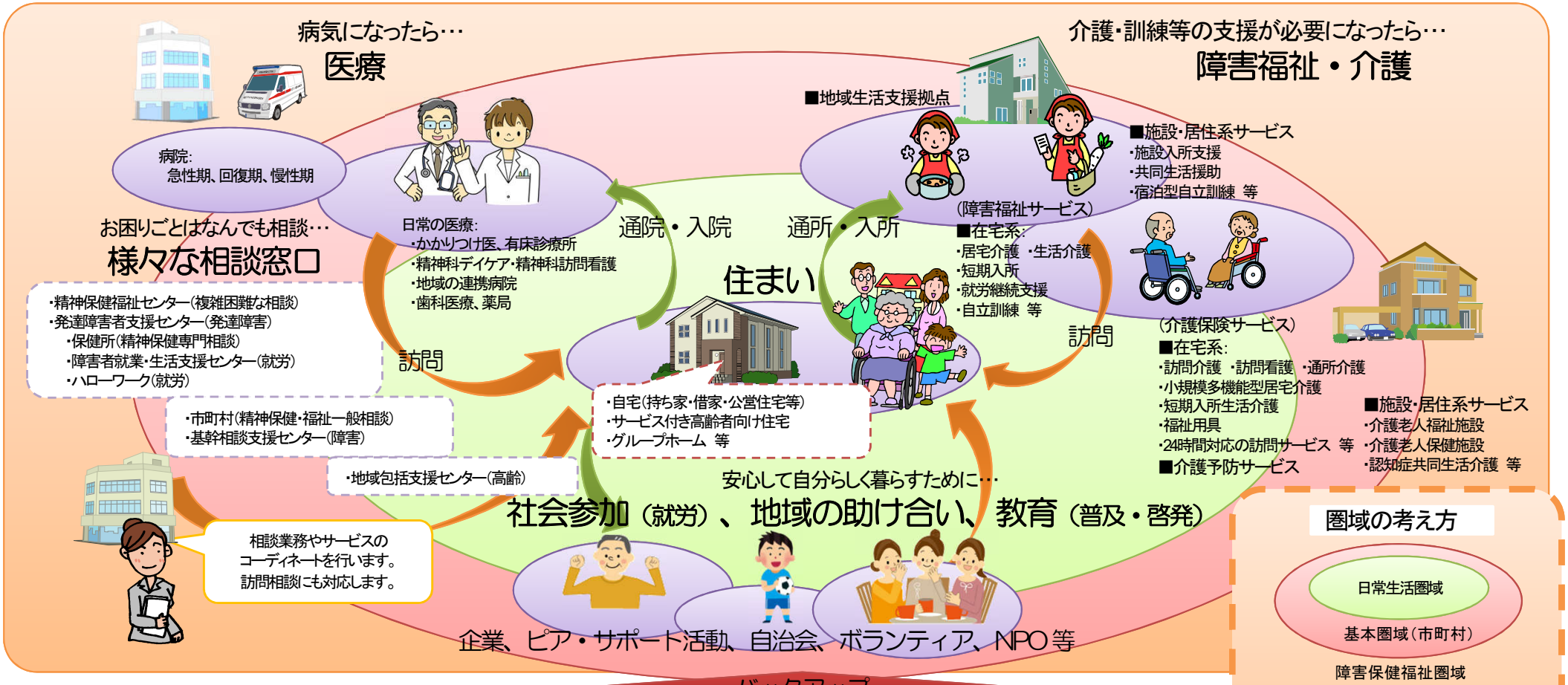

なぜ精神障害にも地域包括ケアが必要なのでしょうか？①

○ 精神疾患による入院患者の在院期間は、１年以上が約１７万人、うち５年以上が約９万人となっています。

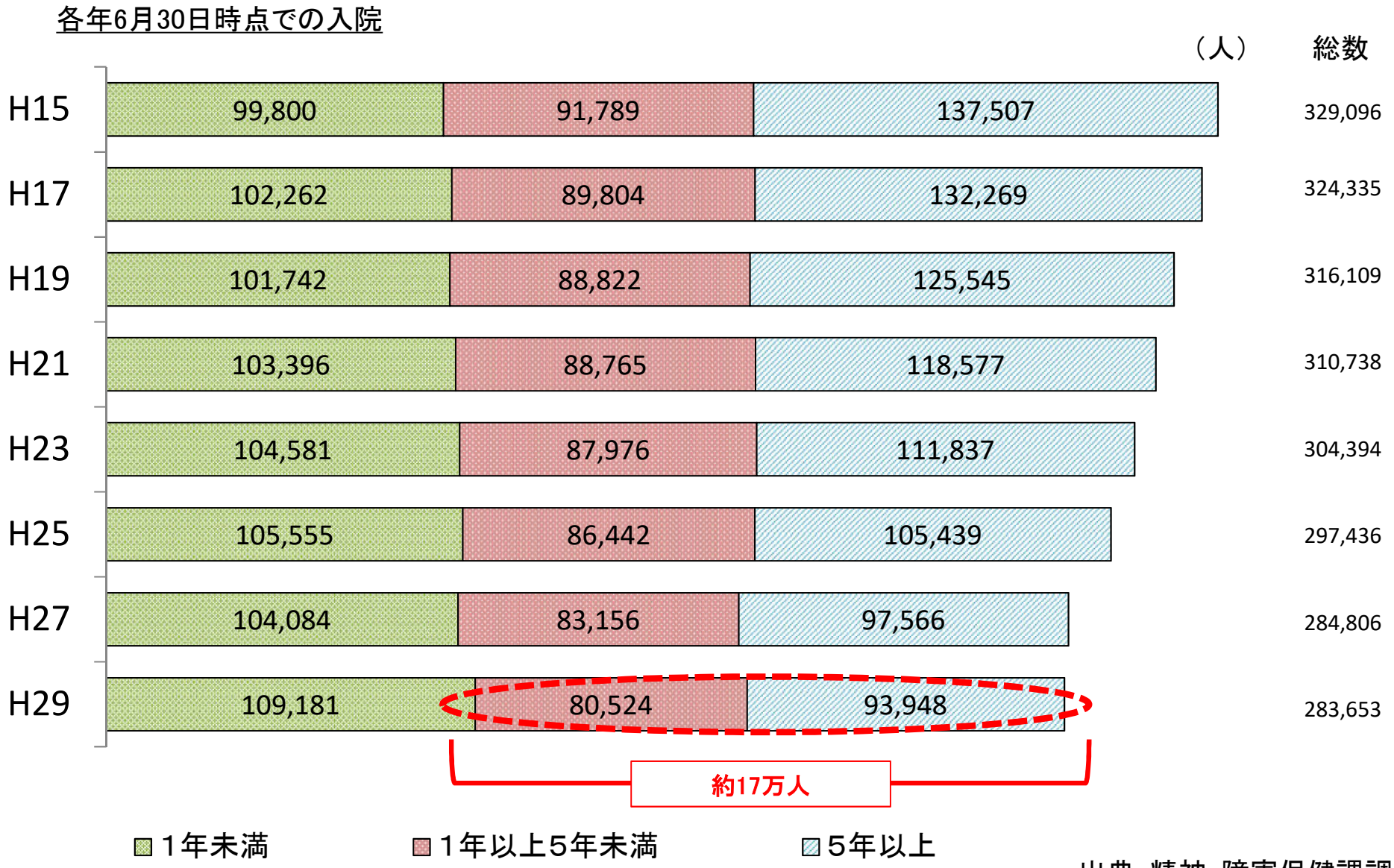

出典：精神・障害保健課調べ

なぜ精神障害にも地域包括ケアが必要なのでしょうか？②

○ 精神病床からの退院者の約4割が1年以内に再入院している。
○ 精神障害者の多くが必要な地域サービスを十分利用できていない。

精神病床からの退院者の再入院率

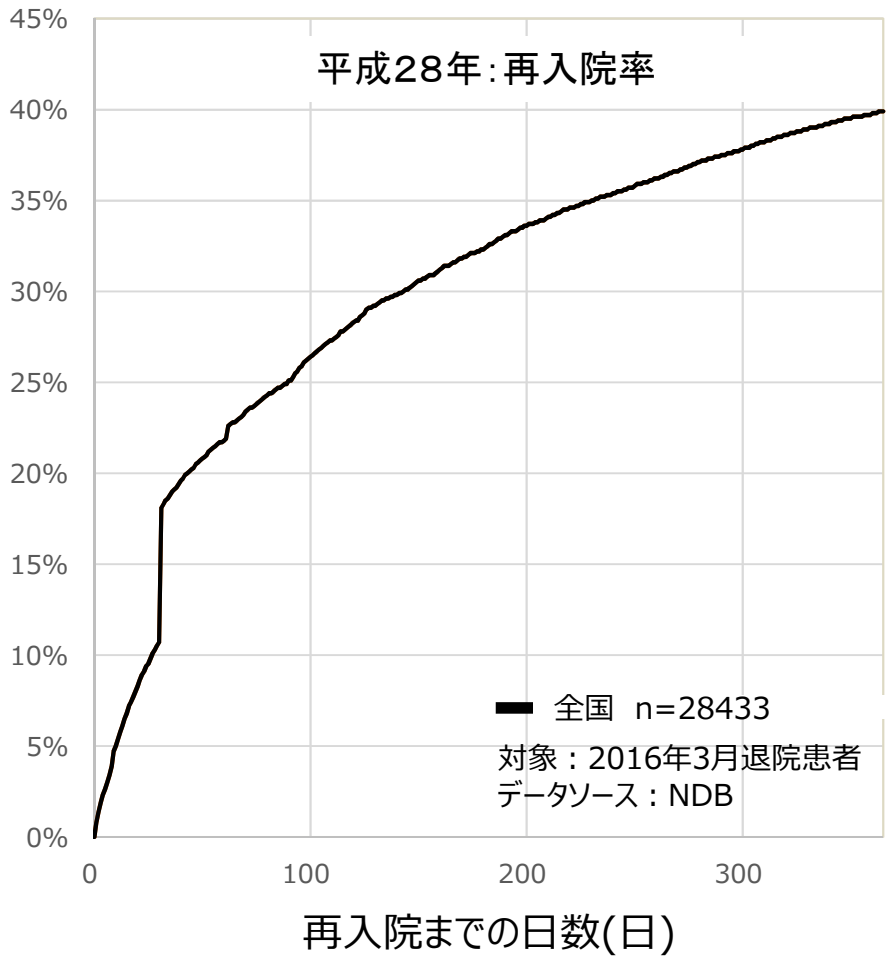

出典：平成29年新精神保健福祉資料（全国）

重症精神障害者の退院後の地域サービス利用状況

3つの精神科病院における新規入院者で、スクリーニング調査により、包括的支援が必要とされた者のうち、退院後に居住地区における地域サービスを利用していた者の割合は

約33%

山口創生　他：重症精神障害者における退院後の地域サービスの利用状況とコスト：ネステッドクロスセクショナル調査．精リハ誌，2015

なぜ精神障害にも地域包括ケアが必要なのでしょうか？③

精神科病院における1年半以上の長期入院患者（認知症を除く）の退院可能性、退院困難理由

○ １年半以上の長期入院者のうち、１４％は「退院可能」とされている。
○ 退院困難とされた者のうち、3分の1は、居住・支援がないため退院が困難とされている。

調査日時点の退院可能性

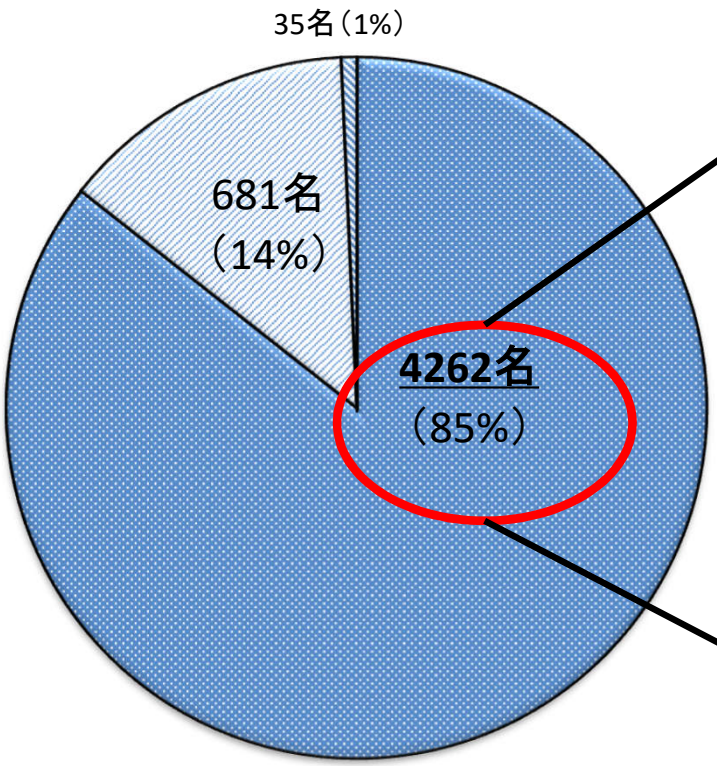

退院困難理由

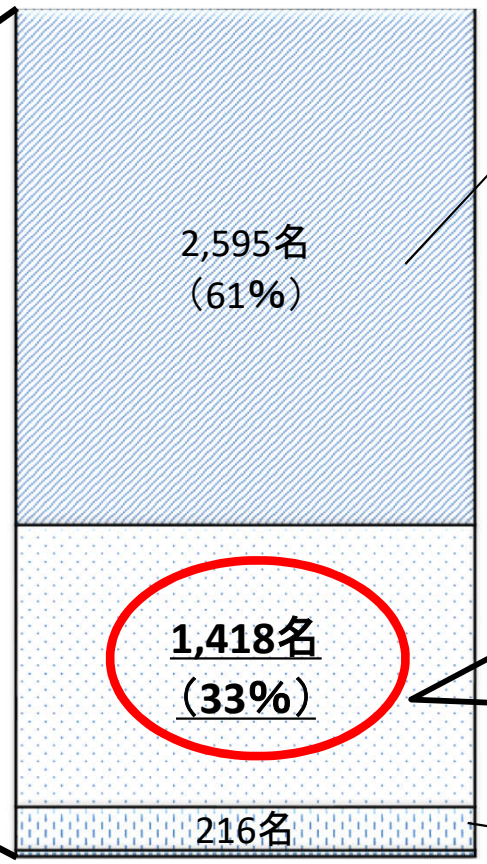

精神症状が極めて重症、または不安定であるため

居住・支援がないため

調査対象全体の28.1%

身体合併症治療のため

■ 困難　■ 可能　■ 無回答

出典：平成24年度厚生労働科学研究費補助金　障害者対策総合研究事業
「新しい精神科地域医療体制とその評価のあり方に関する研究」

なぜ精神障害にも地域包括ケアが必要なのでしょうか？④

精神療養病棟に入院する患者の退院の見通

○ 精神療養病棟に入院する患者の約1／2が、在宅サービスの支援体制が整えば退院可能とされている。

精神療養病棟入院患者（n=1409）

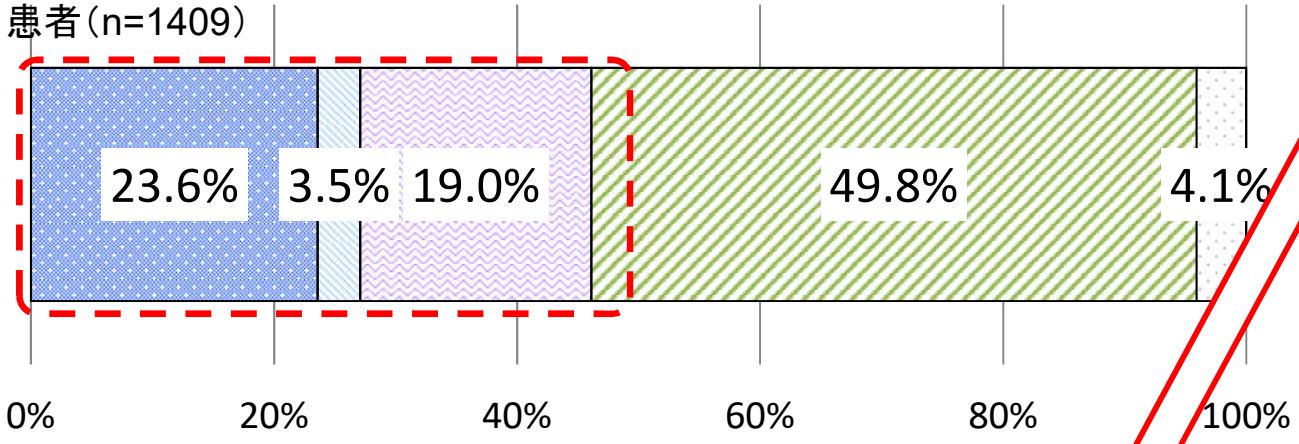

- 現在の状態でも在宅サービスの支援体制が整えば退院可能
- 在宅サービスの支援体制が新たに整わずとも近い将来退院可能
- 在宅サービスの支援体制が整えば近い将来に退院可能
- 状態の改善が見込まれず将来の退院を見込めない

基盤整備が必要

精神療養病棟の入院患者が、地域へ移行する上で重要となる事業・サービス等（精神療養病棟入院料算定病棟、複数回答、n＝289）

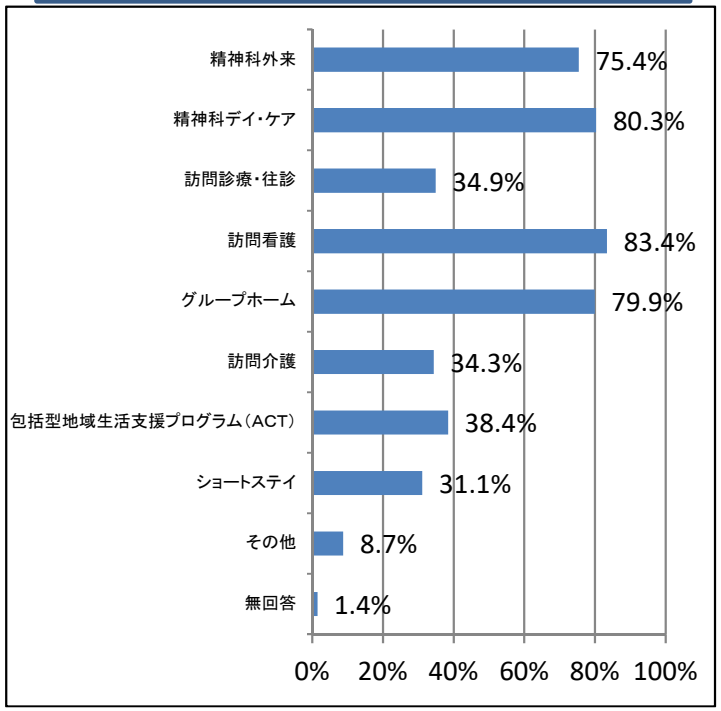

出典：平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針について

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。第5期計画期間は2018~2020年度。

2. 基本指針の主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

・地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上

・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減

※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置

・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人～15.7万人に

(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)

・退院率:入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%

(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

・一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍

・就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増

・移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上

※ 実績を踏まえた目標設定

・就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置

・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保

・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

・障害者虐待の防止、養護者に対する支援

・障害を理由とする差別の解消の推進

・難病患者への一層の周知

・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

地域包括ケアシステムの構築に係る現状と成果目標
～保健・医療・福祉関係者による協議の場～

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針における成果目標

平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏域／市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

平成３０年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係るアンケート

		第1回	第2回
調査期間		2018年9月6日 ～2018年11月2日	2019年1月10日 ～2019年2月6日
回答の基準日		2018年4月1日時点	2019年1月1日時点
有効回収数	都道府県調査	37（78.7%）	34（72.3%）
	市町村調査	1017（58.4%）	1097（63.6%）

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

都道府県における協議会の設置状況（複数回答）

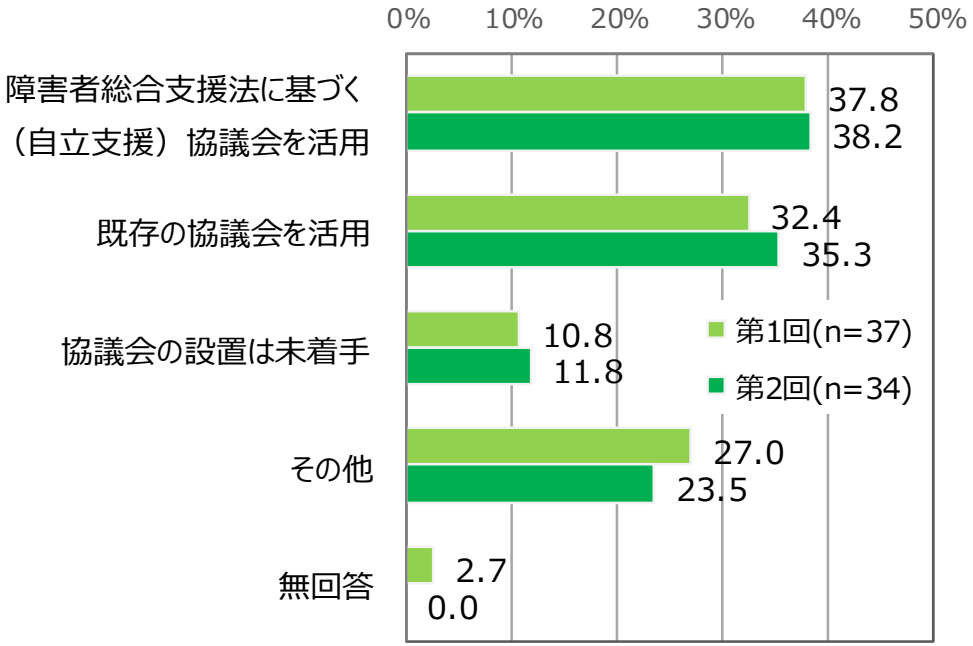

圏域ごとの設置状況

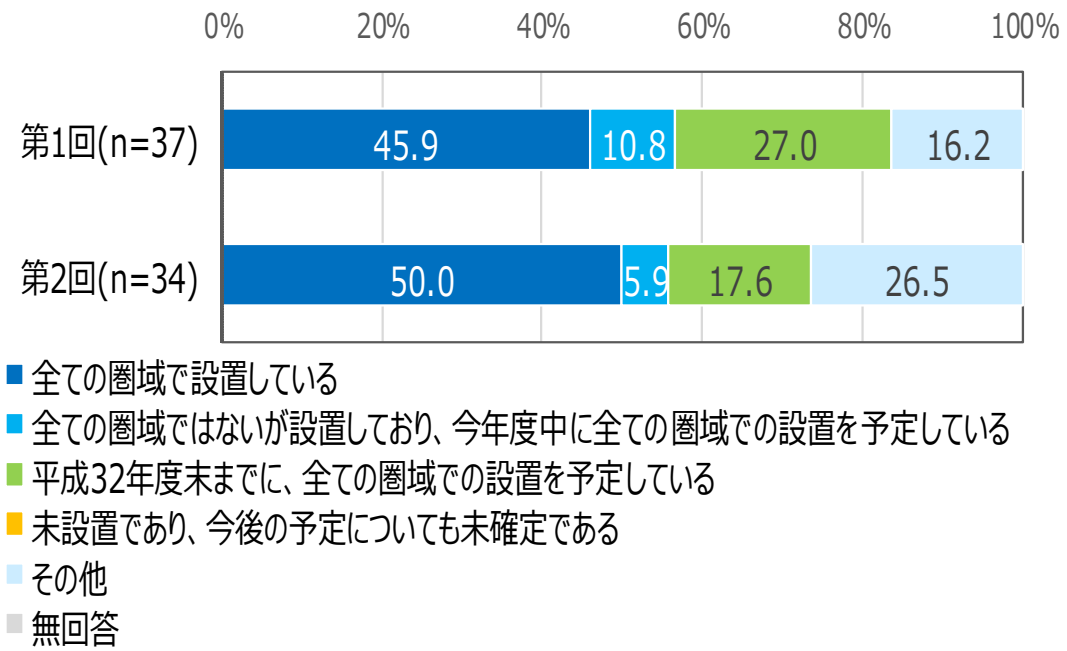

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

協議会の設置状況（複数回答）

全　体

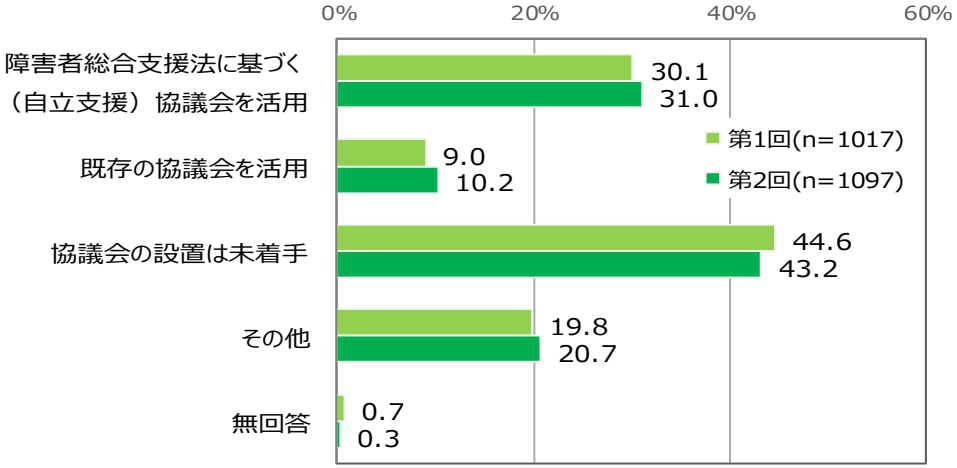

政令指定都市

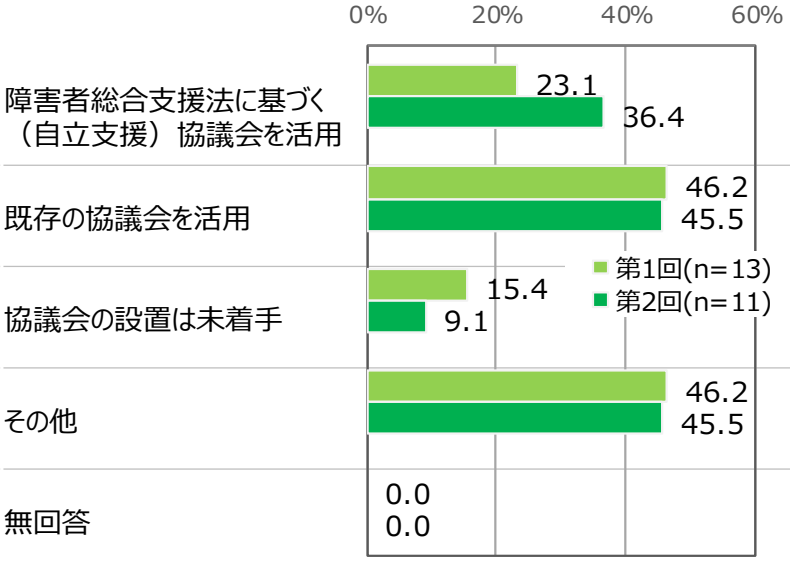

中核市＋保健所設置市（3 号市）

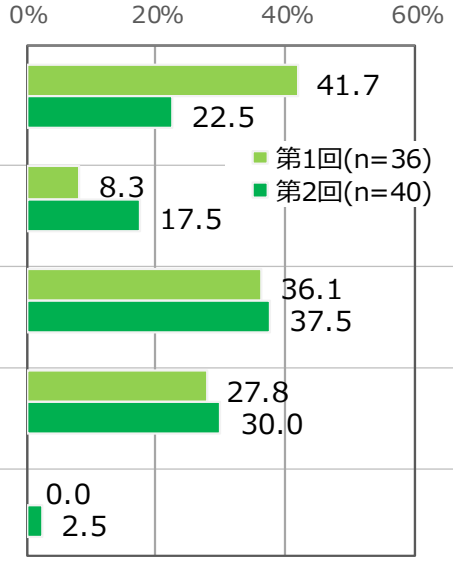

それ以外

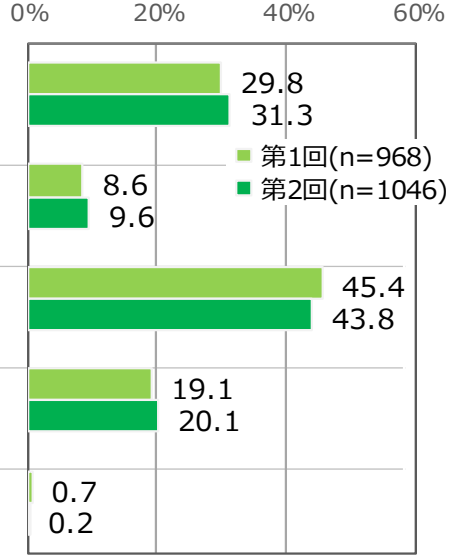

第７次医療計画（精神疾患の医療体制の構築について）

○　**統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築**に向けて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進するとともに、各医療機関の医療機能の明確化を進めていきます。

○　また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と連携できるように進めていきます。

多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

多様な精神疾患等ごとに
地域精神科医療提供機能を担う
医療機関

その他の
医療機関

市町村

精神医療圏

精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場
精神疾患に関する圏域連携会議

多様な精神疾患等ごとに
地域連携拠点機能を担う
医療機関

保健所

バックアップ

多様な精神疾患等ごとに
都道府県連携拠点機能を担う
医療機関

都道府県
本庁

精神保健福祉
センター

都道府県ごとの医療関係者等による協議の場
精神疾患に関する作業部会

（難治性精神疾患や処遇困難事例等にも対応できるように、
都道府県立精神科病院に加えて、民間病院、大学病院、
国立病院なども参画した医療連携体制を構築することが望ましい）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

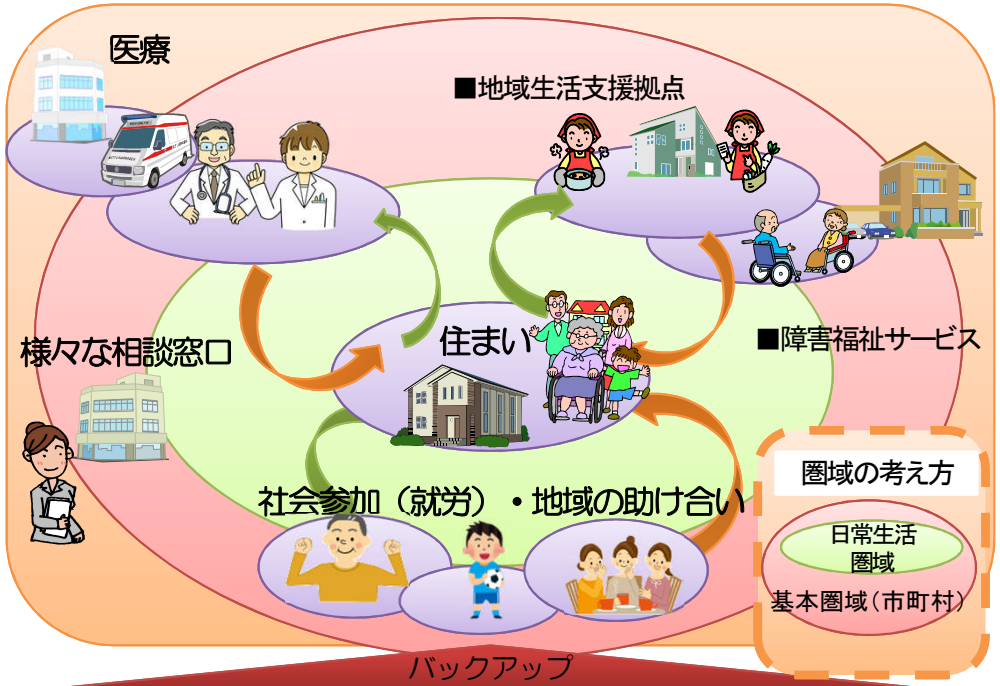

バックアップ

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、市町村

バックアップ

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、保健所

バックアップ

都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県

第7次医療計画（精神疾患の医療体制のイメージ）

対応方針（多様な精神疾患等ごとに医療機能の明確化について）

医療機能	役割・要件	統合失調症	うつ病等	認知症	児童	発達障害	依存症（＊）	PTSD	高次脳	摂食障害	てんかん	精神科救急	身体合併症	自殺対策	災害精神	医療観察
都道府県連携拠点機能	役割	①医療連携の都道府県拠点　②情報収集発信の都道府県拠点 ③人材育成の都道府県拠点　④地域連携拠点機能支援														
	要件（例）	①地域連携会議の運営 ②都道府県民・患者への積極的な情報発信（予防・治療に関する内容、地域資源に関する情報など） ③専門職に対する研修プログラムの提供 ④地域連携拠点機能を担う医療機関からの個別相談への対応、難治性精神疾患・処遇困難事例の受け入れ														
地域連携拠点機能	役割	①医療連携の地域拠点　②情報収集発信の地域拠点 ③人材育成の地域拠点　④地域精神科医療提供機能支援														
	要件（例）	①地域連携会議の運営支援 ②地域・患者への積極的な情報発信（予防・治療に関する内容、地域資源に関する情報など） ③研修の企画運営（個別事例の検討、多職種研修など） ④地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応,難治性精神疾患・処遇困難事例の受け入れ														
地域精神科医療提供機能	役割	①医療連携への参画　②情報発信への参画　③人材育成への参画　④地域精神科専門医療の提供														
	要件（例）	①地域連携会議への参画　②患者への情報提供、拠点機能を情報収集への協力 ③研修への参加　④多様な精神疾患等ごとに求められる専門医療の提供														

＊　アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症に区分して対応

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

平成３１年度予算案：５３２，７３３千円（平成３０年度予算：５１５，６４２千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

平成３１年度予算案：４０，５７９千円（平成３０年度予算：３９，４０５千円）

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②… ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

＜参加主体＞ 都道府県・指定都市・特別区

※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

※

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）

【事業内容】（１は必須）

1．保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2．精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
3．ピアサポートの活用に係る事業
4．アウトリーチ支援に係る事業
5．措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
6．入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
7．精神障害者の家族支援に係る事業
8．精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9．包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
10．普及啓発に係る事業（※H31年度新規）
11．その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

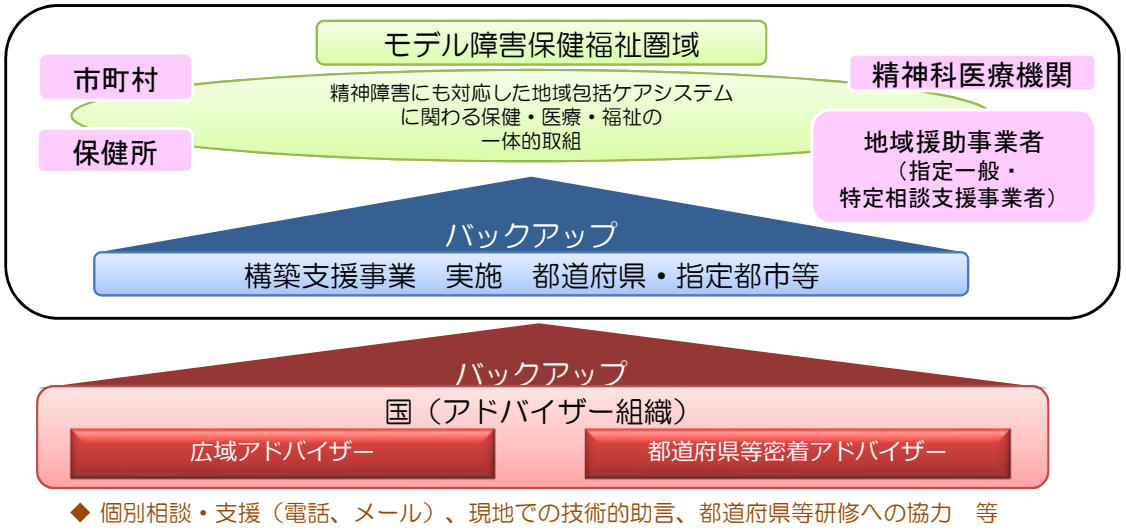

◆ 個別相談・支援（電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力　等

国（構築支援事業事務局）

■全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催（H31年度新規）、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催（H31年度新規）
■地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成
■地域包括ケアシステム構築状況の評価　等

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、 国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】
1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
3. ピアサポートの活用に係る事業
4. アウトリーチ事業
5. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
6. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
7. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
8. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
9. 精神障害者の家族支援に係る事業
10. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

1の協議の場の実施は必須。
2～10の事業は、地域の実情に合わせて選択可能。

平成30年度からの主な変更点

- ○地域生活支援促進事業への位置付け
- ○実施自治体の拡大
  特別区、保健所設置市も対象に
- ○アウトリーチ事業を事業メニューに追加
- ○実施要件の緩和
  協議会の開催：月1回程度→四半期に1回程度
  前年度事業からの実施圏域拡大・内容充実の要件廃止
  各事業メニューの要件緩和　等
- ○国が実施する会議や調査等への協力

【平成29年度 構築推進事業 実施１４自治体】
＜都道府県＞
埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、兵庫県、
徳島県、香川県、鹿児島県
＜政令市＞
千葉市、新潟市、京都市、神戸市、大阪市

【平成30年度 構築推進事業 実施 ４９自治体】
＜都道府県＞２６自治体
＜指定都市＞１２自治体
＜特別区＞５自治体
＜保健所設置市＞６自治体

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

1．アドバイザーの役割

＜広域アドバイザー＞

〇国が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験あるアドバイザーを選任する。
〇複数の都道府県等を広域的に担当する。
〇これまでの実践経験の知見を活かし、各モデル圏域における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組推進支援を行う。
※研修会への参画
※現地支援　地域課題の抽出、戦略策定、取組の具体化等々　に対するアドバイス・支援

＜都道府県等密着アドバイザー＞

〇モデル圏域の都道府県等を担当。都道府県等の推薦を受け、国（委託先）が選任する。
〇保健（行政）、医療、福祉分野から各１名程度（計３名程度の複数名チーム）
〇モデル圏域担当者、都道府県等担当者と協力・連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行う。また、日常的に発生する課題等に対し、課題整理や相談等を行う。

2. 都道府県・指定都市・特別区の役割

○モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）の選定

都道府県は、事業を実施するモデル障害保健福祉圏域等を選定する。（指定都市・特別区は当該自治体で実施）

○都道府県等密着ADの選定・国への推薦

取組の実践過程で発生する課題等に対し、地域の実情を踏まえたアドバイスや相談等を行う都道府県等密着ＡＤ（保健・医療・福祉分野から各１名）について、国へ推薦する。

○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践

広域ＡＤ・都道府県等密着ＡＤの支援を受けながら、以下のことを実践する。

※研修会の開催
※ＡＤとの協議
※具体的な取組の実践

○全国会議への参加（年3回　予定）

都道府県等、広域ＡＤ、都道府県等密着ＡＤが参加する会議への出席　（年３回を予定）

○報告書の作成

モデル障害保健福祉圏域等における課題、課題への対応策、実施プロセス、成果、次年度の目標、都道府県等全体への拡大戦略等ＰＤＣＡサイクルによる評価を行い、報告書を作成する。

○手引き作成等、当事業への協力

平成２９年度【構築支援事業 参加１３自治体】
＜都道府県＞栃木県、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、奈良県、徳島県、香川県、鹿児島県、
＜政 令 市＞千葉市、横浜市、川崎市、浜松市

平成３０年度【構築支援事業 参加１８自治体】
＜都道府県＞青森県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、静岡県、奈良県、鳥取県、広島県、香川県、鹿児島県
＜政 令 市＞千葉市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市
＜特 別 区＞葛飾区、江戸川区

3. 情報・ノウハウの共有化

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アドバイザーの派遣のほか、関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、①ポータルサイトの開設　②地域包括ケアニュースの発行　③合同会議の開催　④手引きの策定を行う。

①ポータルサイトの開設

【サイトURL】

http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/

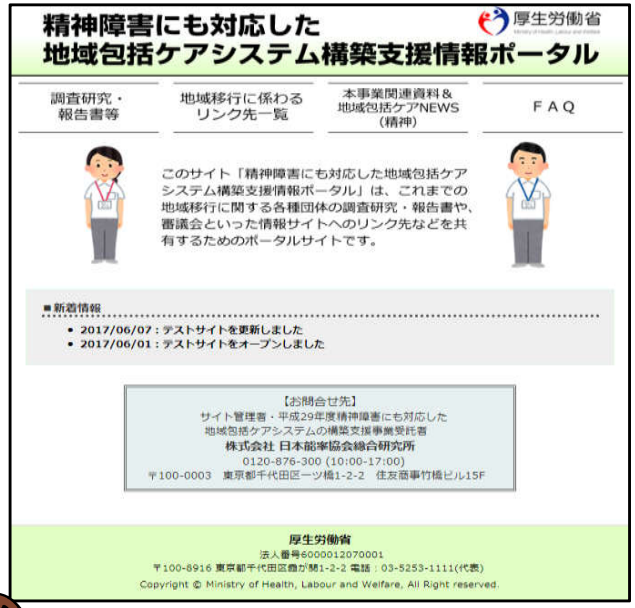

※①・②・④については、
当該事業に参加していない自治体の
方も閲覧可能。

②ニュースの発行

③合同会議の開催

年3回　開催予定

＜参加者＞

- 参加都道府県等担当者
- 広域AD
- 都道府県等密着AD
- 厚生労働省担当者
- 事務局担当者

合同会議は、
当該事業に参加していない自治体の
方も傍聴可能。

④　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業「手引き」の策定

２．アウトリーチ支援に係る事業について

地域生活支援事業等において実施可能なアウトリーチ関係事業

〇現在、地域生活支援事業等の中において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資するアウトリーチに関する事業がいくつか存在しています。（※赤枠囲み黄色セルの事業）

平成30年度　市町村　地域生活支援事業

事業名			事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業		地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発
	自発的活動支援事業		障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
	相談支援事業	障害者相談支援事業≪交付税≫	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援
	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助
	成年後見制度法人後見支援事業		市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施
	意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣、又は遠隔手話通訳サービスの導入など
	日常生活用具給付等事業		障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与
	手話奉仕員養成研修事業		手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成
	移動支援事業		屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時に介助などの支援
	地域活動支援センター基礎的事業《交付税》		障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与
	地域活動支援センター機能強化事業		地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能強化（職員加配等）

任意事業	日常生活支援		
		福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与
		訪問入浴サービス	看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供
		生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等
		日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保
		地域移行のための安心生活支援	24時間の連絡体制の整備など、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援
		巡回支援専門員整備	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設等における巡回支援
		相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	相談支援事業所等における退院支援体制の確保に要する費用の一部を補助し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。
	社会参加支援		
		レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催
		芸術文化活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供
		奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する
		自動車運転免許取得・改造助成≪交付税≫	運転免許の取得、自動車の改造に要する費用を助成
	就業・就労支援		
		盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与
		更生訓練費給付≪交付税≫	更生訓練費を支給することで社会復帰を促進
		知的障害者職親委託	知的障害者を、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を実施
障害支援区分認定等事務≪交付税≫			障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営に要する経費
特別支援事業			必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実

平成30年度　都道府県　地域生活支援事業

事業名			事業内容
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に実施（指定都市も実施可）
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害（その関連障害も含む）者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、支援手法等に関する研修等
		障害児等療育支援事業≪交付税≫	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活支援（指定都市・中核市も実施可）
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者の養成研修（指定都市・中核市も実施可）
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修（指定都市・中核市も実施可）
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者向け意思疎通支援者の養成研修（指定都市・中核市も実施可）
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業		市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者及び要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣（指定都市・中核市も実施可）
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業		手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備
		精神障害者地域生活支援広域調整等事業	①精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整、②アウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援、③災害派遣精神科医療チーム体制の整備 ※①及び②は指定都市、保健所設置市及び特別区も可能　※③は指定都市も可能
		発達障害者支援地域協議会による整備事業	関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議し、地域生活支援の向上を図る（指定都市も実施可）
	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員、市町村審査会、主治医研修
		相談支援従事者研修事業	相談支援従事者の養成研修
		サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者の養成研修
		居宅介護従業者等養成研修事業	ホームヘルパーの養成研修
		身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	相談員の対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を実施
		音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	音声機能障害者発声訓練指導者養成の研修
		精神障害関係従事者養成研修事業	①精神科訪問看護従事者に対する研修、②アウトリーチ関係者に対する研修、③かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修 ※③は指定都市も可能
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業	障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者を養成できるよう、平成27年度に開発されたモデル研修プログラム及びテキストを活用した研修を実施するための経費を補助（指定都市も実施可）

任意事業	日常生活支援		
		福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与
		オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練	ストマ用装具等に関する講習
		音声機能障害者発声訓練	喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し、発声訓練
		児童発達支援センター等の機能強化等	多障害や早期専門的な対応など地域における障害児支援等の拠点としての機能強化等（指定都市・中核市も実施可）
		矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進	罪を犯した障害者等の特性や支援方法に関する研修の実施等
		医療型短期入所事業所開設支援	医療型短期入所事業所の開拓や新規開設事業所の職員に対する実地研修等（指定都市、中核市も実施可）
		障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業	障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うために、都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供等を通じて、地域生活を支援するための体制強化に必要な事務費等を補助
	社会参加支援		
		手話通訳者設置	公的機関における手話通訳者の設置又は遠隔手話通訳サービスの導入
		字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕や手話を挿入したビデオカセット等を製作し、聴覚障害者等への貸出
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供
		点字による即時情報ネットワーク	日本盲人会連合が提供する情報を地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供
		障害者ITサポートセンターの運営	障害者の情報通信技術の総合的なサービス提供拠点
		パソコンボランティア養成・派遣	パソコン機器等の使用に関する支援を行うボランティアを養成
		都道府県障害者社会参加推進センター運営	諸種の社会参加促進施策を実施、社会参加推進協議会の設置、障害者１１０番、相談窓口の設置等
		奉仕員養成研修	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成
		レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催
		芸術文化活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等
		サービス提供者情報提供等	障害者が都道府県間を移動する際、目的地において適切なサービスが受けられるよう情報提供
		地域における障害者自立支援機器の普及促進	障害者自立支援機器の普及、相談、関係機関とのネットワーク体制の構築を図るための支援拠点の立ち上げや機能強化（指定都市も実施可）
		視覚障害者用地域情報提供	視聴覚障害者情報提供施設を活用した地域生活情報の提供（サピエの活用）やICT機器の利用支援及び利用促進等（指定都市、中核市も実施可）
		企業CSR連携促進	関係者により構成されるプラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所等のニーズと企業におけるCSR活動とのマッチング、関係情報の共有・発信等を実施
	就業・就労支援		
		盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与
		重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労を促進
		一般就労移行等促進	就労している障害者等に対して、勤務終了後に自主交流会の開催など、就労定着に資する支援の実施等
		障害者就業・生活支援センター体制強化等	障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費について助成
	重度障害者に係る市町村特別支援		訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対し、都道府県が一定の財政支援
特別支援事業			必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実

平成30年度　地域生活支援促進事業

	事業内容
発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取り組みを行い、自治体の取り組みとして実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県、政令市で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る（指定都市も実施可）
発達障害者支援体制整備事業	都道府県等の支援体制の整備、家族支援体制の整備等（指定都市も実施可）
発達障害児者及び家族等支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充
発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	発達障害の専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、発達障害の診療・支援が可能な医療機関の確保
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助
障害者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施
工賃向上計画支援等事業	就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業を実施また、農福連携による障害者の就農促進のため、障害者就労施設へ農業の専門家の派遣やマルシェ開催等の支援を実施
就労移行等連携調整事業	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行の支援を実施
障害者芸術・文化祭開催事業	文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助（各都道府県の持ち回りで開催）
全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭に対する支援
身体障害者補助犬育成促進事業	身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援
医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	在宅で生活している重症心身障害児者等の医療的ケアを必要とする障害児者を支援するためのコーディネーター等の養成や地域における支援体制の整備（指定都市も実施可）
強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	強度行動障害を有する者等に対する支援を行う者への研修
障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発
アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援（指定都市、中核市、特別区、その他保健所設置市も実施可）
薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業	薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援（指定都市、中核市、特別区、その他保健所設置市も実施可）
ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業	ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援（指定都市、中核市、特別区、その他保健所設置市も実施可）
「心のバリアフリー」推進事業	管内市町村の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を実施
特別促進事業	上記以外の事業であって、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村の判断で実施する重要な事業について支援（厚生労働省に協議のうえ実施）
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。

地域生活支援事業等において実施可能な アウトリーチ支援に係る事業

＜都道府県地域生活支援事業＞

■精神障害者地域生活支援広域調整等事業

→ アウトリーチ事業（平成26年度～）

→ アウトリーチ事業評価検討委員会（平成26年度～）

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市 **※平成30年度より**指定都市、中核市、保健所設置市**を追加**

補 助 率 ：1／2

■精神障害関係従事者養成研修事業

→ アウトリーチ関係者研修（平成26年度～）

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市 ※平成30年度より指定都市、中核市、保健所設置市を追加

補 助 率 ：1／2

＜地域生活支援促進事業＞

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

→ アウトリーチ支援に係る事業（平成30年度～）

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市 ※平成30年度より中核市、保健所設置市を追加

補 助 率 ：1／2

アウトリーチ支援に係る各事業の概要

■精神障害者地域生活支援広域調整等事業　※平成26年度～

都道府県において保健所等によるひきこもり等の精神障害者を医療につなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援を地域生活支援事業の都道府県必須事業である「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」の中で実施する。

＜アウトリーチ事業＞

◇アウトリーチチームの設置

・保健所等に、多職種の従事職員（看護師、精神保健福祉士、相談支援専門員等）を配置し、協力医とともに地域の精神障害者等に対する相談対応、訪問による早期支援、地域定着支援を行う。

・関係機関との連絡、調整を図りながら支援を進めるためのケース・カンファレンスの開催等を行う。

＜アウトリーチ事業評価検討委員会＞

◇評価念頭委員会の開催

・地域の関係者、当事者、家族、行政職員等から構成する評価検討委員会を設置し、アウトリーチチームの事業に係る評価検討を定期的に行う。

■精神障害関係従事者養成研修事業　※平成26年度～

＜精神障害者地域移行・地域生活支援関係者研修＞

◇アウトリーチ関係者に対する研修の実施

・アウトリーチに従事する職員等を対象とする研修等を行う。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業　※平成30年度～アウトリーチ支援に係る事業をメニュー化

＜アウトリーチ支援に係る事業＞

精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援（アウトリーチ支援）を行い、支援対象者及びその家族等の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努める。また、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図る。実施主体において、アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した者に対して実施する。多職種による訪問支援が行える体制を整備する。

新 新たなアウトリーチ支援に係る事業の創設（平成30年度～）

既存の地域生活支援事業（広域調整等事業）の中で実施するアウトリーチ事業に加えて、新たに地域生活支援促進事業（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）の中で、地域の実情に応じて柔軟に実施することができるアウトリーチ支援に係る事業のメニューを追加。

アウトリーチ支援に係る事業の全体像

地域生活支援事業　広域調整等事業「アウトリーチ事業」

都道府県地域生活支援事業　必須事業
（障害者総合支援法　第78条）

【実施主体】 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区
（H30年度～：指定都市、保健所設置市、特別区を追加）

【支援対象者】統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害、気分障害、認知症による周辺症状がある者及びその疑いのある者及びその家族等で、以下のいずれかに該当する者
・精神障害が疑われる未受診者 ・ひきこもりの精神障害者（疑い例含む）
・保健所等の行政機関を含めて検討した結果、選定した以下の者
（医療中断、服薬中断、入退院を頻繁に繰り返す者、長期入院後の退院者）

【人員配置】
いずれか1名以上配置：保健師・看護師・PSW・OT
望ましい配置職種：臨床心理技術者・相談支援専門員・ピアサポーター
【実施要件等】
○原則24時間365日の相談支援体制
○専用事務室
○1日1回のミーティング、週1回ケース・カンファレンス
○支援内容の報告（都道府県に月毎に報告）
○アウトリーチ事業評価検討委員会による評価・検証
○保健所以外の機関の実施の場合、保健所保健師の同行訪問　等

支援体制の強化、専門性の向上

人材育成、関係機関の連携強化、ノウハウ蓄積　等

新事業を活用し、各地域で、アウトリーチ支援実施に関する地域の基盤を整備

新事業の創設

地域生活支援促進事業
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

新 アウトリーチ支援に係る事業

人員配置、実施要件等
地域の実情に応じた柔軟な対応が可能

【実施主体】

都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

【支援対象者】

精神障害者（疑いの者も含む）及びその家族等で、
アウトリーチ支援が有効であると、自治体が判断した者

【人員配置】

多職種による支援が行える体制

※精神科医師と十分に連携の図れる体制をとること

【実施要件等】

実施自治体、アウトリーチ支援実施者
によるケース・カンファレンスの実施等